

「マイナンバー通知」を開始します！

マイナンバーとは 社会保障、税、災害対策の行政手続きの際に全ての方が生涯にわたり使用する、1人1人に固有の12桁の番号です。

10月以降、順次「マイナンバー通知カード」(紙製)を送付します

通知カードとは 住民票がある方(外国人の方を含む)に、マイナンバー12桁を通知するカード(紙製)です。通知は簡易書留で住民登録の住所地に届きます。

希望される方には、さらに「個人番号カード」(ICチップ内蔵、プラスチック製)を交付します


本人の申請(任意)により交付を受けることができ、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的身分証明書として利用できるカードです。

個人番号カードを申請するには
通知カードに同封される案内をよく読んで「個人番号カード等申請書」に記入いただき、顔写真貼付のうえ、返信封筒でお送りください。また、申請書にあるQRコードを読み取るとスマートフォン等からも申請が可能です。

個人番号カードは、平成28年1月以降、交付通知書(ハガキ)に記載されているものをご持参いただき、本人確認のうえ、受取ることができます。


問合せ

- ◆町民生活課 ☎(内) 142、143
- ◆マイナンバーコールセンター(平日9:30~17:30) ☎0570-20-0178
- ◆IP電話等 ☎050-3816-9405
- ◆Other Languages(外国語対応:英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語) ☎0570-20-0291



通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子
住所 ○○県 ■■市 △△町 ◇丁目 ○番地
平成5年3月31日生 性別 女
発行 平成27年10月NN日

●この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。
●法律で定められた資料以外の者が個人番号をコピーすることは、法律により罰せられます。
●このカードを他人に貸与または譲渡することはできません。
●このカードを紛失された方は、下記連絡先までご連絡ください。
【連絡先】個人番号カードコールセンター ☎ 05-7000-0000



個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

申請番号 1234 5678 9012 3456 7890 123

NNNNNN市長様
(地方公共団体情報システム機構 宛)

個人番号 1234 5678 9012

番号 花子
氏名*

住所 ○○県 ■■市 △△町 ◇丁目 ○番地 ▽▽号

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

※代替文字情報

電話番号 外国人住民の区分

在留期間等満了日の有無 N 在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する バンゴウ ハナコ
※最大11文字まで(漢点等は1文字)

※上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。

右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請者ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

●以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ ※15歳未満の方、成年後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書


フリガナ 代理人氏名(自署) 本人との関係 印

代理人氏名(自署) 代理人住所 (電話番号:)

【ご注意】表面の記載事項のうち、有効な項目に塗り変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住みの市町村窓口にお問合せください。

●申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。

※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大事に保管願います。



「小川町第5次総合振興計画基本構想（案）」

皆さんのご意見等をお聞かせください

これまで「小川町第4次総合振興計画」に基づいて、町では総合的なまちづくりを推進してきましたが、この計画は今年度をもって計画期間満了となります。

平成27年度に入り、地域や総合振興計画審議会の皆さんとの意見交換、町議会や庁内推進会議による協議、町民の皆さんや高校生を対象としたアンケート等を行い、ご意見を伺いながら計画づくりを進めてきました。

このたび「小川町第5次総合振興計画基本構想（案）」がまとまりましたので、この案に対するご意見・ご要望等をお伺いします。

資料の閲覧については町HPでご覧になれます

URL <http://www.town.ogawa.saitama.jp/category/2-6-7-0-0.html>

HP以外の閲覧場所

政策推進課（役場2階）、各公民館、図書館、総合福祉センター（パトリアおがわ）

*いずれも開庁日、開館日にご覧ください。

意見等の提出方法

所定の「意見提出用紙」にご意見等をご記入のうえ、次の方法で提出してください。

なお、「意見提出用紙」を使用しない場合は、「ご意見」と「住所・氏名」の記入をお願いします。

閲覧及び提出期間 10月16日（金）～11月15日（日）必着

提出方法 ①電子メール ogawal03@town.ogawa.saitama.jp

②ファクス 0493-74-2920

③郵送・ご持参 小川町役場 政策推進課（〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55）

問合せ 政策推進課 政策推進担当 ☎☎214・215

小川町国民健康保険に加入されている方へ

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を対象の方に9月末に発送しました

皆さんの薬代の負担軽減になるジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進のため、また、増え続ける国保医療費の適正化のため、皆さんが薬局で処方された薬をジェネリック医薬品に切替えた場合に削減できる自己負担額（差額）についてお知らせしています。

今後の切替えの参考にしてください。全国でお知らせに取り組んでいます。

対 象 7月に生活習慣病に関する薬を薬局から処方されていて、一定額以上の削減効果が見込まれる方

★「かかりつけ薬局」を決め、「お薬手帳」を持って行きましょう！

★前回の薬が余っている時は、医師・薬剤師に伝えましょう！

参 考 厚生労働省 HP「ジェネリック医薬品への疑問に答えます」

問合せ 町民生活課 国民健康保険担当 ☎☎147～149

ご検討
ください

